

中国の監督義務者責任の現状と特徴

The present situation and the characteristics of the Liability of Person Obligated to Supervise a Person without Capacity in China

崔 光 日

一 はじめに

中国において初めて監督義務者責任を定めたのは民法通則（1986年）である。その後、侵権責任法（不法行為法）が制定（2009年）され、その第4章¹に監督義務者責任が定められているが、侵権責任法の監督義務者責任は、民法通則の監督義務者責任を一部修正し、民法通則の基本制度を承継したものである。

中国法は、日本法と同じように責任無能力者²の加害行為については、行為者の責任を免除し、責任無能力者の監督義務者が責任を負うことになっているが、日本の監督義務者責任と異なる特徴がある。

本稿は、まず民法通則における監督義務者責任を概観したうえで、侵権責任法の監督義務者責任について、民法通則との関係およびその主な特徴について若干の検討をする。

二 民法通則における監督義務者責任

民法通則（133条）は、監督義務者〔監護人〕³責任について、次のように定める。「①民事行為無能力者と民事行為制限能力者が他人に損害を加えた場合は、その監護人が民事責任を負う。監護人が監護の責任を尽くしたときは、その民事責任を適当に軽減することができる。②財産を有する民事行為無能力者

1 侵権責任法第4章は、「責任主体に関する特殊規定」であるが、その第32条が監護人（監督義務者）責任である。

2 本文において論じるように、中国立法は責任能力の概念を採用していないが、学説上は責任能力の概念を用いて加害者の責任（有無）が論じられることがあり、法により本人の責任を免除する未成年者と精神障害者は、日本における責任無能力者に相当する。

3 本稿において、〔 〕内は、中国語原語である。

又は民事行為制限能力者が他人に損害を加えた場合は、本人の財産をもって賠償費用を支払い、不足分については、監護人が適当に賠償する。ただし、単位⁴が監護人となるときは、この限りでない。」

民法通則において直接監督義務者責任を定めるのは、その133条1ヶ条であるが、その適用については、最高人民法院（日本の最高裁にあたる）が「中華人民共和国民法通則を貫徹執行する若干の問題に関する意見」〔最高人民法院関與貫徹執行中華人民共和国民法通則若干問題的意見（試行）〕（1988年1月26日最高人民法院裁判委員会採択、1988年4月2日公布）（以下、「通則意見」という）などの「司法解釈」⁵において、さらに具体的に定めている。

1 行為無能力者と制限行為能力者

民法通則は責任能力の概念を採用せず、行為能力をもって加害者の責任の有無を定め、行為無能力者と制限行為能力者の加害行為については、本人ではなくその監督義務者が賠償の責任を負うことになっている。

（1）民法通則は、18歳以上の成年を完全行為能力者とし（11条1項。同2項は、自分の労働による収入を主たる生活手段とする16歳以上の者は完全行為能力者とみなす）、10歳未満の未成年者は行為無能力者（12条2項）、10歳以上の未成年者は制限行為能力者（12条1項前段）とする。

（2）自分の行為を弁識することができない〔精神病人〕（民法通則の原語であるが、以下においては「精神障害者」という⁶）は行為無能力者であり（13条1項）、自分の行為を十分〔完全〕に弁識することができない精神障害者は

4 単位とは、労働を媒介として全人民を組織化し、行政、経済、思想等のあらゆる面から管理、支配する中国社会の基層組織である（国谷知史他編『確認中国法用語250』（成文堂、2011年）63頁）。人々の所属先（勤め先）としての国家機関から企業、団体、などあらゆる組織体を表す用語として用いられる。ただし、民法通則133条の〔単位〕は、ある者の所属先だけではなく、未成年者または精神障害者の住所地の居民委員会、村民委員会および民政機関などの組織を含む用語である。

5 司法解釈とは、実務において法律をどのように適用するかについて、最高人民法院と最高人民検察院が作り出す解釈である。最高人民法院と最高人民検察は、「立法法」（2000年制定、2015年改正）による立法権限と法律解释权がなく、その解釈は立法法の定める法源ではないが、事実上法源として法院と検察院に対する拘束力を有する。

6 中国では、まだ民法典がなく、民法は、民法通則と物権法、契約法、侵權責任法などの単行法により構成されているが、近年、民法総則の起草作業が進められ、2016年12月に「中華人民共和国民法総則草案（三審稿）」が提出された。その草案においては、精神病人ではなく、「行為弁識能力がない者」・「行為弁識能力が不十分な者」という用語が用いられている（20条、21条）。

制限行為能力者である（13条3項前段）。

このように民法通則においては、未成年者と行為を弁識する能力がないか不十分な精神障害者は、その年齢または弁識能力の差に関係なく一律に自分の加害行為に対して責任を負わず、その監督義務者が責任を負うことになっている。

2 行為無能力者・制限行為能力者の監督義務者

民法通則の定める行為無能力者と制限行為能力者の監督義務者となる者は次のとおりである。

（1）未成年者の監督義務者

まずは、未成年者（未成年の精神障害者を含む、通則意見13条）の父母は未成年者の監督義務者となる（16条1項）。

未成年者の父母が死亡し、または監護の能力がない場合には、監護の能力のある①祖父母、②兄姉、③監護の義務を引き受ける意思のある関係が密接なその他の親族、友人が、未成年者の父母の所属先または未成年者の住所地の居民委員会（都市部）、村民委員会（農村部）の同意を経て監督義務者となる（同条2項）。

監督義務者について争いがある場合は、未成年者の父母の所属先または未成年者の住所地の居民委員会または村民委員会が近親者⁷の中から指定し、その指定に不服し訴訟を提起（指定を経ずに直接訴訟を提起することはできない⁸）したときは、人民法院が判決で指定する（同条3項）。

以上（1項、2項）の監督義務者がいないときは、未成年者の父母の所属先または未成年者の住所地の居民委員会、村民委員会若しくは民政機関が監督義務者となる（同条4項）。

（2）精神障害者の監督義務者

成年の精神障害者の場合は、①配偶者、②父母、③成年の子、④その他の近親者、⑤監護の義務を引き受ける意思のある関係が密接なその他の親族、友人で、精神障害者の所属先または住所地の居民委員会、村民委員会の同意を経た

7 近親者には、配偶者、父母、子、兄弟姉妹、祖父母、孫が含まれる（通則意見12条）

8 「中華人民共和国民法総則草案（三審稿）」は、直接訴訟を提起することができるとする（30条1項）。

者が監督義務者となる（17条1項）。

監督義務者について争いがある場合は、精神障害者の所属先または住所地の居民委員会または村民委員会が近親者の中から指定し、その指定に不服し訴訟を提起（指定を経ずに直接訴訟を提起することはできない⁹）したときは、人民法院が判決で指定する（同条2項）。

上記（1項）の監督義務者がいないときは、精神障害者の所属先または住所地の居民委員会、村民委員会若しくは民政機関（以下、未成年者の父母または成年の精神障害者の所属先と未成年者または精神障害者の住所地の居民委員会・村民委員会および民政機関を単に「単位」という場合がある）が監督義務者となる（同条3項）。

（3）監督義務者の指定

人民法院が監督義務者を指定する場合は、原則として上記の民法通則16条2項と17条1項の定める順序による（通則意見14条1項前段）が、前の順位の監護の資格を有する者が監護の能力がないか、明らかに被監護人（未成年者と精神障害者。以下同）に不利益となるときは、人民法院は被監護人に有利の原則に従い後順位の監護の資格を有する者を選んで指定することができる（同1項後段）。なお、監督義務者は同じ順位の複数の者を指定できる（同条2項）。

裁判所が指定の判決をする前の被監護人の加害行為については、法定の指定順序（民法通則16条2項と17条1項）により、監護の資格を有する者が賠償の責任を負う（通則意見19条2項）。

（4）委任による監督義務者

監督義務者は、監護の職責の全部または一部を他人に委任することができるが、被監護人の加害行為については、別段の約定がないときは、受任者ではなく監督義務者が責任を負わなければならない。受任者に明らかに過失があるときは、監督義務者と連帯して責任を負う（通則意見22条）。

9 「中華人民共和國民法総則草案（三審稿）」は、直接訴訟を提起することができるとする（30条1項）。

3 監督義務者の責任

被監護人の加害行為については、監督義務者が決まっている場合はその監督義務者が責任を負い、監督義務者が不明の場合は法律の定める前の順位の監護能力を有する者が責任を負う（通則意見159条）。

（1）被監護人の財産状況と監督義務者の責任

民法通則133条1項は、被監護人が他人に損害を加えた場合は、その監督義務者が被害者に対して賠償責任を負うと定めるが、これは被監護人に財産（賠償に供することができる財産）がないときであり、被監護人に財産があるときは、監督義務者の財産ではなく、被監護人本人の財産から賠償し、監督義務者は、本人の財産が賠償に足りないときに、その不足分を適当に賠償する（同2項）。そして、被監護人の加害行為に対する監督義務者の責任は、無過失責任である（1項前段）が、その監督義務を怠らなかった場合は、責任を適当に軽減することができる（1項後段）。

被監護人の財産が賠償するのに不足する場合（2項後段）は、監督義務者はその監督義務を怠らなかったときは、その不足分について、その全部ではなく一部を賠償すること（賠償責任の軽減）ができるが、その監督義務を怠ったときは、不足分について全部賠償する責任を負うべきである。

そして、条文上は、被監護人に財産がある（足りる）ときは、監護人は責任を負わないことになっているが、被監護人の利益の保護および監督義務者の監護義務の履行を促すためには、監督義務者がその義務を怠ったために被監護人が加害行為をした場合は、被監護人に財産があるときも監督義務者に賠償の責任を負わせるのが妥当であると思われる。

（2）[単位]の責任

[単位]が監督義務者である場合は、他の者が監督義務者となる場合と同じように被監護人の加害行為に対して賠償の責任を負わなければならない（133条1項。同2項のような[単位]を除外する規定がない）が、単位が責任を負うのは、被監護人に賠償に供することができる財産がないときだけであり、財産のある被監護人の加害行為に対しては、責任を負わないことになる（同2項後段但書）。

被監護人本人に財産がないため賠償が得られないときは、被害者の救済のために〔単位〕が他の監督義務者同様に賠償責任を負うが、被監護人本人の財産から賠償が得られるときは、〔単位〕は免責されるのである。つまり、被害者の救済を確保するため、被監護人の財産状況により、〔単位〕が責任を負うか否かを区別していると解することができる。

しかし、本人の財産からどの程度の賠償が得られれば〔単位〕が免責されるかは明らかではなく、条文上は本人の財産から賠償が極めて少ない場合でも、〔単位〕が免責されるため、被監護人の財産状況によっては、被害者はほとんど賠償を得られなくなり、このような〔単位〕の免責は、その適用によっては被害者の救済を困難にする恐れがある。

被監護人に財産がある場合の監督義務者の責任について、民法通則は、「本人の財産をもって賠償費用を支払い、不足分については、監護人が適当に賠償する。ただし、〔単位〕が監護人となるときはこの限りでない」（133条2項後段）と定めるが、「この限りでない」の解釈については、実務上、〔単位〕は、加害者本人の財産から賠償の不足分について「適当に賠償」するのではなく、「全部賠償」するとの見解と〔単位〕は「賠償しない」との見解の対立があったが¹⁰、最高人民法院は、当該規定の趣旨は、「単位は賠償責任を負わない」ことであるとする¹¹。

上記のように、条文上は、〔単位〕が監督義務者責任を免責されるのは、本人の財産から賠償（不足）する場合（133条2項）だけであり、本人に賠償のための財産がない場合は、〔単位〕は他の監督義務者と同じように責任を負わなければならない（133条1項。2項のような〔単位〕を除外する規定がない）が、解釈上は、〔単位〕はいずれの場合も監督義務者責任を負わないとする見解がある。まず、未成年者の父母の所属先、精神障害者の所属先または未成年者・精神障害者の住所地の居民委員会・村民委員会若しくは民政機関が監督義務者になるのは、未成年者の父母または精神障害者本人との労働関係または行

10 江蘇省高級人民法院「對於單位担任監護人是否承擔賠償責任的請示」（1989年2月16日、蘇法研〔1989〕35号）

11 最高人民法院民事審判庭「閱與單位担任監護人是否承擔賠償責任的電話答復」（1989年8月30日、〔1989〕法民字第23号）

政管理関係によるものであり、被監護人との婚姻・家庭の特殊な身分関係のある自然人の監督義務者とは異なるとする。そして、親族の監護人がいないときは、本来なら国がその監護の責任を負うべきであるが、国がそのような社会福祉を提供する経済的能力がまだないため、[単位]が国・社会に代わってその責任を担っているのであり、[単位]に対して無過失責任を適用するのは妥当ではなく、[単位]が監護の義務を怠らなかった場合は責任を負わないとする¹²。

(3) 未成年者の監督義務者責任

夫婦が離婚した場合は、未成年者と一緒に生活する方が未成年者の加害行為に対して責任を負わなければならないが、独自に責任を負うのが困難なときは、一緒に生活しない方が共同で責任を負うよう命じることができる（通則意見158条）。そして、未成年者が他人に損害を加え、訴訟時に成年になった場合、賠償の能力があるときは本人が賠償し、賠償の能力がないときは元監督義務者が責任を負う（通則意見161条）。

(4) 精神障害者の監督義務者責任

精神障害者の監督義務者の責任については、実務上、被監護人が精神障害者であることを監督義務者が知ることを要するかが問題となったが¹³、最高人民法院は、精神障害者の監督義務者責任は法定責任であり、成年が行為能力を失うと監督義務者責任が生じ、精神的障害により行為能力を失った成年に対しては、原則として、法律の定める順序により監督義務者となる者が監護の責任を負わなければならないが、被監護人が精神障害者であることを監督義務者が知らないときは、具体的な事情によりその責任を適当に軽減することができる¹⁴。

三 侵權責任法における監督義務者責任

前記のように侵權責任法の監督義務者責任は、民法通則の監督義務者責任を

12 唐德華＝高聖平主編『民法通則及配套規定新釈新解（下）』（人民法院出版社、2003年）3101頁。

13 吉林省高級人民法院「関與監護責任兩個問題的請示」（1989年10月7日、吉高法〔1989〕51号）

14 最高人民法院民事審判庭「関與監護責任兩個問題的電話答復」（1990年5月4日）

一部修正するが、基本的には民法通則をそのまま承継する。

侵権責任法32条は、監督義務者責任について次のように定める。「①民事行為無能力者と民事行為制限能力者が他人に損害を加えた場合は、その監護人が侵権責任（不法行為責任、筆者訳）を負う。監護人が監護の責任を尽くしたときは、その侵権責任を軽減することができる。②財産を有する民事行為無能力者と民事行為制限能力者が他人に損害を加えた場合は、その本人の財産から賠償の費用を支払い、不足分は、監護人が賠償する。」

1 民法通則の修正

侵権責任法による民法通則の監督義務者責任について修正は、次の二つである。一つは、被監護人の財産が損害賠償に不足する場合は、民法通則においては、監督義務者は「適当に賠償」するが、侵権責任法においては、監督義務者はその不足分を全部賠償することになっている。

もう一つは、民法通則は[単位]が監督義務者である場合は、[単位]は被監護人の賠償財産の不足分についての賠償責任を負わないが、侵権責任法は[単位]は他の監督義務者と同じように不足分（全部）について賠償の責任を負うことになっている¹⁵。この改正によって、[単位]は他の監督義務者と同じ責任を負うようになっており、侵権責任法は、民法通則より被害者の救済に有利になっているといえる。

2 民法通則との関係

監督義務者責任については、民法通則（133条）のほか通則意見などの司法解釈においてさらに具体的に定められているが、侵権責任法において直接監督

15 全国人大法工委民法室『中華人民共和国侵権責任法条文解釈與立法背景』（人民法院出版社、2010年）131頁。これに対しては、侵権責任法は[単位]の責任について、民法通則を改正しておらず、侵権責任法5条（「その他の法律に侵権責任について特別規定があるときは、その規定に従う」）により、[単位]の責任については、民法通則が適用される（[単位]は不足分について賠償の責任を負わない）との見解がある（最高法院侵権責任法研究小組『中華人民共和国侵権責任法条文理解與適用』（人民法院出版社、2010年）240頁）が、前者は立法機関の法案起草担当者によるものであるため、立法の趣旨により適しているのではないかと思われる。なお、筆者が参考にした他の文献も前者の解釈をとっており、後者のような解釈は見当たらなかった。

義務者責任を定めるのは、第32条1ヶ条だけである。

民法通則と侵権責任法との関係については、まずは、新法が旧法に優先する原則により、規定が異なるときは侵権責任法が適用され、次に侵権責任法に規定がない（改正がない）場合は、民法通則など従来の規定が適用されると解すべきである。

侵権責任法は、「その他の法律に侵権責任について特別規定があるときは、その規定に従う」（5条）と定めるが、民法通則などの従来の法規における監督義務者責任に関する規定は、侵権責任法の監督義務者責任の特別規定と解し、行為無能力者・制限行為能力者およびその監督義務者についての民法通則、通則意見などの規定は、侵権責任法により改正されたものを除き、有効であると解すべきであると思われる¹⁶。

3 教唆・幫助者の責任と監督義務者責任との関係

行為無能力者と制限行為能力者が、他人の教唆または幫助を受けて加害行為した場合、民法通則意見においては、行為無能力者のときは教唆または幫助した者が責任を負い（監督義務者は責任を負わない）、制限行為能力者のときは教唆または幫助した者が主な責任を負う（制限行為能力者の監督義務者は免責されず、副次的な責任を負う）ことになっていた（148条）。これに対して、侵権責任法は、行為無能力者と制限行為能力者を区別せず、その監督義務者が監督義務を怠った（過失がある）ときは、それに相応する責任を負わなければならないとする（9条2項）。

四 監督義務者責任の特徴

1 行為能力と責任能力の関係

民法通則と侵権責任法は、責任能力の概念を採用せず、行為能力の概念を用いて監督義務者責任を定めているが、これは、行為能力をもって責任能力の有

16 民法通則などにある従来の規定が侵権責任法に定められていないものは、侵権責任法により廃止されたと解する見解がある（申海恩＝周友軍『学生傷害、監護人責任與違反安全保障義務』（中国法制出版社、2010年）148頁）が、妥当ではないと思われる。

無を定める旧ソ連民法の影響だといわれている¹⁷。

実務においては、責任能力ではなく、行為能力によって加害者の責任の有無を判断しており、責任能力は主に学界において議論されている問題である¹⁸。責任能力と他の能力（権利能力と行為能力）との関係について、中国学界においては、以下のような見解がある¹⁹。

一つは、独立民事能力説である。この説は、民事責任能力は、民事権利能力および民事行為能力と並んで独立した民事能力であり、権利能力および行為能力と区別しなければならないとする。中国の学界においては、長年にわたり責任能力の独立性が認められなかったが、現在は責任能力の独立性を認める見解が主流になっているようである²⁰。侵權責任法は責任能力の概念を採用していないが、侵權責任法草案の学者建議稿には、責任能力の独立性を肯定するものがある²¹。

もう一つは、広義の民事行為能力説である。この説は、行為能力を広く理解・解釈して、行為能力には、独立して民事法律行為をする資格と自分の違法な行為に対して責任を負う能力が含まれるとする²²。この説によると、責任能力について単独の規定を設ける必要がなく、行為能力を有する者は責任能力があり、責任能力がないのは行為能力がない者である²³。民法通則と侵權責任法は、責任能力の概念を採用していないが、加害者の責任の有無は、その行為能力によって判断されるため、行為能力は責任能力の判断基準である²⁴。

未成年者と精神障害者の行為能力については、行為能力を有しない者（行為無能力者）と行為能力が不十分な者（制限行為能力者）を区別するが、加害行為の責任については両者を区別しないため、未成年者と精神障害者の加害行為

17 鄭曉劍「侵權責任能力判斷標準之辨析」現代法學第37卷6号（2015年11月）63頁。

18 高聖平主編『中華人民共和國侵權責任立法爭點、立法例及經典案例』（北京大學出版社、2010年）389頁。

19 責任能力と権利能力・行為能力との関係についての中国学界の状況については、主に高聖平・前掲注18)の390頁以下を参照した。

20 高聖平・前掲注18) 390頁。

21 梁慧星主編『中國民法典草案建議稿附理由・侵權行為編』（法律出版社、2013年）112頁（同建議稿第1660條）、114頁。

22 楊立新『侵權損害賠償』（第4版）（法律出版社、2008年）238頁。

23 高聖平・前掲注18) 390頁。

24 高聖平・前掲注18) 391頁。

については、一律に本人は責任を負わず、その監督義務者が責任を負うことになる。

このように責任能力ではなく行為能力の概念をもって責任の有無を定め、未成年者と精神障害者を一律に免責とすることに対しては、否定的な意見が多く、侵権責任法制定の際には責任能力制度の導入を求める要請があったが、従来の理論と実務に対する肯定的な意見が支配的なのであったため、侵権責任法は民法通則の行為能力の構成を維持するようになった²⁵。

2 無過失責任

監督義務者の無過失責任は、民法通則において採用され、侵権責任法はこれを承継しているが、未成年者と精神障害者の加害行為に対する監督義務者の責任は、民法通則制定以前の法規においてもみられる。1957年の「治安管理处罰条例」(29条)は、18歳未満の者(未成年者)または精神障害者が治安管理中に違反して他人に損害または傷害を加えた場合は、「その家長または監護人が賠償しまたは医療費を負担しなければならない」と定める。その後、1980年の婚姻法(17条)も「未成年の子女が国家、集団または他人に損害を加えた場合は、父母が経済的損失を賠償する義務を負う」と定めるが、これらの規定は無過失責任であると解され、民法通則は従来の立法と実務を承継したといわれる²⁶。

民法通則と侵権責任法の監督義務者責任については、立法機関の解説と学説の多数は無過失責任とするが、過失責任説(過失推定責任=中間責任)もあり²⁷、現行法の監督義務者責任の無過失責任化を批判し、過失責任(中間責任)を主張する立法論もある²⁸。

25 全国人大常委法制工作委员会民法室編『中華人民共和國侵権責任法条文説明、立法理由及相關規定』(北京大学出版社、2010年)125頁。楊立新『侵権責任法・条文背後的故事與難題』(法律出版社、2011年)115頁、責任能力概念の採否(民法通則の監督義務者責任(行為能力構成)の改正の要否)については、若年(40歳以下)研究者のほとんどが改正に肯定的であったのに対して、中高年の研究者および実務家は理論構成より実務の安定・便宜を重視し、改正に反対であったとする。

26 劉士国『現代侵権損害賠償研究』(法律出版社、1998年)293頁。

27 楊立新『中華人民共和國侵権責任法条文解釈與司法適用』(人民法院出版社、2010年)180頁。

28 李霞『成年監護制度研究』(中国政法大学、2012年)172頁、申海恩=周友軍『學生傷害、監護人責任與違反安全保障義務』(中国法制出版社、2010年)148頁、など。

3 監督義務者の範囲（単位の責任）

前記のように、民法通則は監督義務者となる者の範囲およびその順序を明文文化しており、父母、配偶者などの近親者だけではなく、[単位]（未成年者の父母または精神障害者の所属先および居民委員会・村民委員会または民政機関）も未成年者または精神障害者の監督義務者として、被監護人の加害行為に対する責任を負うことになっている（民法通則133条1項）。一般的に、監督義務者の範囲を広く認めることは、被害者の救済に有利であると評価でき、監督義務者の順位を法定化することは、裁判実務における法適用に便利であると評価できる。

近親者に監護の義務および被監護人の加害行為に対する損害賠償責任を負わせるのは、血縁関係・家族関係を重要視する伝統的な価値観から、社会的に受け入れやすいところがあると思われるが、所属先などの[単位]にも近親者と同じように監督義務者としての責任を負わせることについては、民法通則のときから否定的な見解があった²⁹。ただし、批判的な意見は少数で、侵権責任法は[単位]の責任を一部除外する民法通則の規定（133条2項後段但書）を承継せず、[単位]も他の監督義務者と同じ責任を負うようにした。

[単位]（所属先）が監督義務者責任を負うのは、かつての中国（改革前の伝統的な計画経済体制）における[単位]の地位（公有制）と役割（本業外の社会保障的な機能を多く担う）によるものであるが、1970年代末からの改革・開放政策の推進により[単位]の性格の多様化（民営・民間の[単位]の発展など）、機能の変化（本業以外の機能の縮小ないし廃止）が進み、従来のように[単位]に監督義務者責任を負わせるのは、もはや社会の実態に合わず、不可能になっている。そのため、所属先としての[単位]は監督義務者としないう法改正が提案されている³⁰。

29 顧昂然＝王家福＝江平他『中華人民共和國民法通則講座』（中国法制出版社、2000年）243頁。

30 「中華人民共和國民法総則草案（三審稿）」同草案においては、所属先（勤め先）としての[単位]は監督義務者の範囲に含まれず、居民委員会、村民委員会、民政局などの単位も、原則として監督義務者ではなく、例外として、これらの[単位]が「臨時監督義務者」になる場合があり（30条2項）、近親者などの監護の資格のある者がいないときは、民政機関または条件を満たす居民委員会、村民委員会が監督義務者になる（31条）。

五 終わりに

日本民法は、責任無能力者の加害行為については、法定の監督義務者が損害賠償責任を負うことになっている（714条）が、その法定の監督義務者の意義、とりわけ誰が成年の責任無能力者の監督義務者かは、従来から必ずしも明らかになっておらず、近年、監督義務者を定めるとされていた特別法（現精神福祉保健法）が改正され、監督義務者が当然には決まらなくなり、成年後見制度の改正により、成年後見人も監督義務者に当然には該当しない状況になっている。また、実務（最判平成28年3月1日、「JR東海事件」判決）において、成年の責任無能力者の加害行為については、民法714条がほとんど機能しないものとなっているといわれる³¹など、日本の責任能力および監督義務者責任制度には、解決すべき課題と問題点が少なくない³²。民法改正議論においては、監督義務者責任の改正が提案されている³³。

本稿において検討したように、中国法は監督義務者責任について無過失責任を採用し、監督義務者の範囲・順序を明文化し、近親者だけではなく「単位」にも監督義務者責任を認めるなど、被害者の救済に有利な法構造になっている。その一方、監督義務者に無過失責任を課しながらまた無過失の場合の責任軽減、責任無能力者本人の財産からの賠償を認めるなど、被害者（救済）と監督義務者（合理的な責任負担）の利益考量が可能な法構造にもなっている。

日本法と異なる中国法のこれらの特徴は、日本の監督義務者責任の再検討ないしその改正の方向性の検討に参考になるところがあるのではないかと思われる。日本法と異なる中国法の規定・制度を評価するには、その運用実態・機能状況についてのさらなる検討が必要であると思われるが、本稿は、中国の法規範の整理・紹介を中心にするものであり、中国法の特徴と問題点、実務（判例）と学説の状況については、立ち入った検討ができなかった。今後の課題として、

31 窪田充見「最判平成28年3月1日—JR東海事件上告審判決が投げかける我が国の制度の問題」ジュリスト1491号（2016年）67頁。

32 窪田充見「責任能力と監督義務者の責任—現行法制度の抱える問題と制度設計のあり方」別冊NBL155号（2016年）71頁。

33 民法改正研究会「日本民法典財産法改正試案」666条、判例タイムズ1281号（2009年）140頁。

さらに研究を進めたいと思っている。